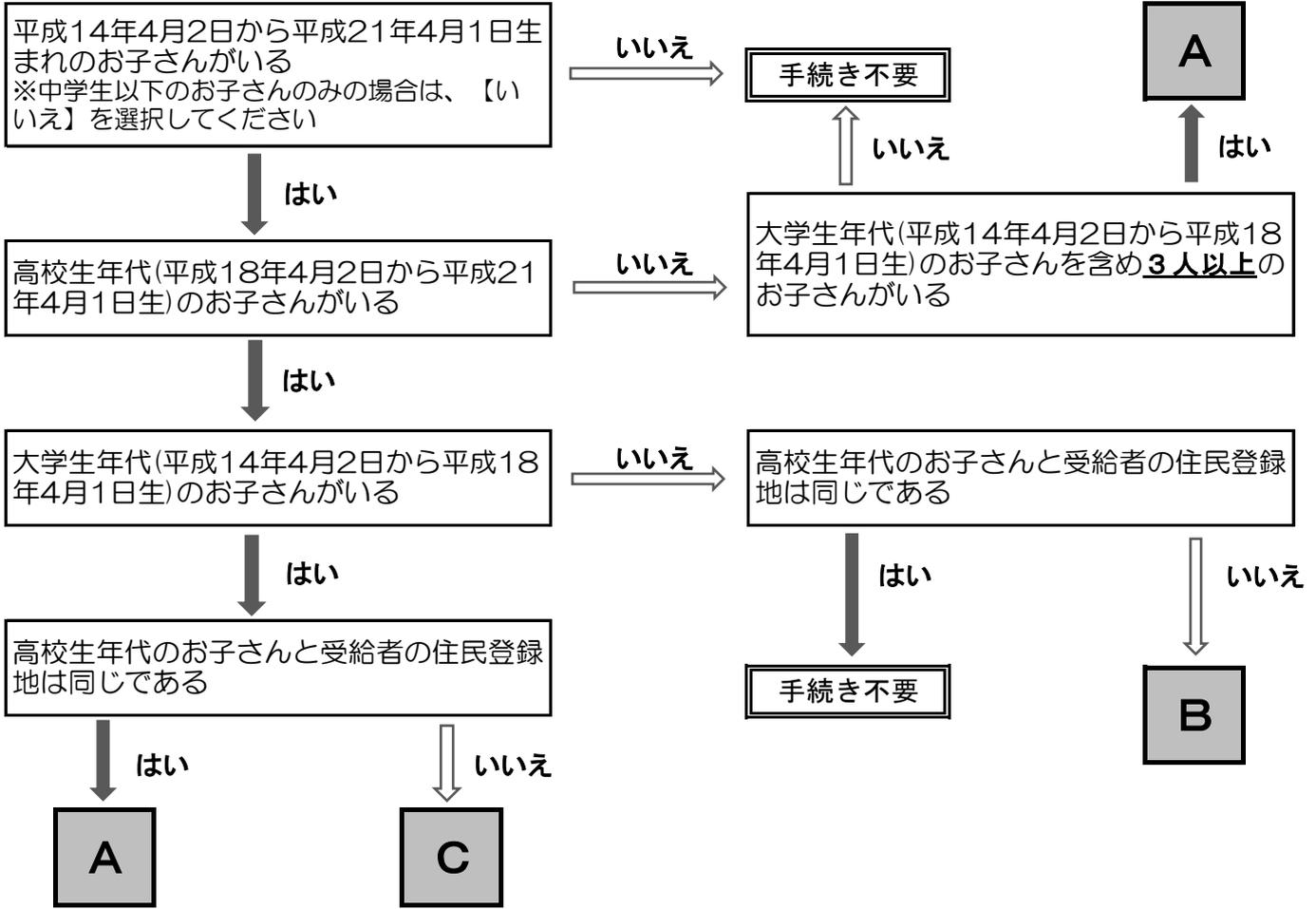


< 児童手当 制度改正 額改定手続き確認フローチャート >

山武市から『児童手当』または『特例給付』を受給している方



**Aの方**  額改定認定請求書  監護相当・生計費の負担についての確認書  
 本人確認書類の写し(受給者の運転免許証またはマイナンバーカード(表面))

**Bの方** ※提出される前に、子育て支援課へお問い合わせください。  
 額改定認定請求書  別居監護申立書  
 本人確認書類の写し(受給者の運転免許証またはマイナンバーカード(表面))

**Cの方** ※提出される前に、子育て支援課へお問い合わせください。  
 額改定認定請求書  監護相当・生計費の負担についての確認書  別居監護申立書  
 本人確認書類の写し(受給者の運転免許証またはマイナンバーカード(表面))

◎ 手続き不要で制度改正により児童手当の額が増える方には、11月中旬以降に通知を送付します。

【制度改正により児童手当が増える方】

- ・山武市に住民登録がある高校生年代のお子さんを養育している方
- ・中学生年代までのお子さんを3人以上養育している方
- ・特例給付(月額 5,000円)を受給している方

【転入・転出される方へ】

手続後に令和6年9月30日までに転入・転出される方は、**令和6年10月1日時点の住民登録地で再度お手続きが必要**となりますのでご注意ください。